

「泉区マスコットキャラクターいっずん」イラスト等利用要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 泉政第 1376 号（区長決裁）

最近改正 令和 3 年 3 月 1 日 泉政第 1534 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「泉区マスコットキャラクターいっずん」（以下「いっずん」という。）のイラスト等の利用に関して、必要な事項を定め、もって泉区民の泉区への愛着及び親しみの向上並びに泉区の PR に寄与することを目的とする。

（権利）

第 2 条 「いっずん」に関する一切の権利は、泉区に属する。

2 「いっずん」の利用に関する一切の許可・管理については、区長が行う。

（利用申請）

第 3 条 「いっずん」のイラスト等を利用するときは、事前に区長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1）泉区又は横浜市（以下「市」という。）が広報又はそれに準ずる業務の目的で利用する場合

（2）個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において利用する場合

（3）テレビ若しくはインターネットの番組での利用又は新聞若しくは雑誌の誌面での利用又はこれらに準ずる目的で利用する場合

（4）泉区及び市が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

（5）その他区長が認める場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用申請書（第 1 号様式）」に次の書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

（1）利用状況がわかる完成見本等

（2）その他区長が認める書類

3 区長が認める場合、前項の各号に規定する書類を省略することができる。

（横浜市の利用申請）

第 4 条 前条の規定に関わらず横浜市に関連する組織・団体がイラスト等の利用を申請する場合は、区長との事前協議をもって利用承認に代えるものとする。

（利用承認）

第 5 条 区長は、第 3 条第 1 項の規定による利用申請があった場合、その内容を審査し、当該利用が第 1 条に定める趣旨に合致すると認められるときは、利用承認を行うことができる。この場合、区長はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 区長は、前項に規定する利用承認を行った場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト

等利用承認通知（第2号様式）」により当該利用申請者へ通知するものとする。

（利用承認の制限）

第6条 区長は、第5条の規定にかかわらず、利用承認申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を承認しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）横浜市及び泉区の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、企業又は商品等を支援、推奨、若しくは宣伝し、又はその恐れがある場合
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- （6）イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （7）「いっずん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （8）イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- （9）その他、区長がイラスト等の利用が適当でないとする場合

2 区長は、前項の規定により利用承認を行わない場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用不承認通知」（第3号様式）により当該利用申請者へ通知するものとする。

（利用承認内容の変更等）

第7条 第5条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用承認変更申請書」（第4号様式）を区長に提出し、変更についての承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第5条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用承認を行うことができる。

3 区長は、前項に規定する変更についての利用承認を行った場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用承認変更通知」（第5号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること
- （2）イラスト等の利用にあたっては、利用承認を受けた内容に限ること
- （3）利用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと
- （4）第5条の規定により利用承認を受けた者は、利用承認番号を利用承認を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず記載すること
- （5）当該利用承認に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合については、区長が別に指示するものを提出すること

と

(6) その他各種の法令を遵守すること

(遵守事項の免除)

第9条 区長が認める場合に限り、前条1項4号に規定する利用承認番号等の記載を省略することができる。

(利用料)

第10条 イラスト等の利用料については、無料とする。

(利用承認の取消等)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 提出した「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用申請書」、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用承認変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用承認の継続が不相当であると認められた場合

2 区長は、前項に規定する取消を行った場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用承認取消通知」(第6号様式)により当該取消を受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用承認の取消を受けた者は、利用承認取消の日から、利用対象物等にイラスト等を利用することはできない。

4 区長は、利用承認の取消を受けた者に対して、利用承認の取消を受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 泉区は、第3項及び第4項の規定により利用承認の取消を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 区長は、第1項の規定により利用承認の取消を受けた者が、その取消後に行った利用申請について、必要と認める期間、利用承認を保留することができる。

7 区長は、利用承認を受けずにイラスト等を利用した者が行う利用承認の申請について、前項の規定を適用することができる。

(申請の取り下げ)

第12条 第3条、第7条の規定に基づき申請を行った者が、当該申請の取り下げをしようとする場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用取り下げ申請書」(第7号様式)を区長へ提出するものとする。

(利用の非独占性等)

第13条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。

2 利用承認は利用者又は利用対象物等について、泉区が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 14 条 泉区は、この要綱に定める申請に要した費用及び利用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 15 条 泉区は、「いっずん」のイラスト等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、「いっずん」のイラスト等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 利用者は、「いっずん」のイラスト等の利用に際して故意又は過失により泉区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を泉区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 16 条 泉区は、「いっずん」のイラスト等の利用承認の状況等について公開することができる。

(事務)

第 17 条 「いっずん」のイラスト等の利用・管理及びこの要綱に関する事務等については、泉区区政推進課が所管する。

(イラスト等利用ガイドライン)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等の利用にあたっては、別に定める「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用ガイドライン」の内容を遵守することとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

3 この要綱は平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

4 この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。